

## 公立大学法人奈良県立医科大学スキルスラボ使用細則

### (目的)

第1条 この細則は、公立大学法人奈良県立医科大学スキルスラボ規程第9条に基づき、公立大学法人奈良県立医科大学スキルスラボ（以下「スキルスラボ」という。）の使用に関する事項を定め、施設の円滑な管理運営を図ることを目的とする。

### (管理責任者)

第2条 スキルスラボの管理・運営を行う管理責任者を置くこととし、教育開発センター教育教授をもって充てる。

### (使用者)

第3条 スキルスラボを使用できる者は、次に掲げる者とする。

- 一 本学学生
- 二 本学教職員
- 三 本学同窓会員
- 四 その他理事長が使用を認めた者

### (使用方法)

第4条 スキルスラボの使用にあたっては、別に定める「奈良県立医科大学スキルスラボ利用マニュアル」を遵守すること。

### (使用の停止)

第5条 使用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用を停止するものとする。

- 一 目的外使用及び転貸を行ったとき。
- 二 前条の遵守事項に違反したとき。
- 三 管理運営上の支障を生じさせたとき。
- 四 その他、不適切な使用と判断されたとき。

### (破損等の措置)

第6条 使用者が施設及び設備・備品等を破損又は紛失したときは、直ちに使用者又は使用の申し込みを行った者（申込者）が管理責任者に報告を行い、その指示を受けなければならない。また、これらが故意又は重大な過失によるものと判断された場合は、使用者又は申込者が弁償しなければならない。

### (費用負担)

第7条 スキルスラボの使用料は、施設使用料として別表によるものとする。

2 第3条第1項第1号から3号に規定する者、若しくは公益的な団体が使用する場合は、使用料金を免除するものとする。

3 前項により使用料金を免除した場合は、スキルスラボ委員会に報告するものとする。

### (雑則)

第8条 この細則に定めるもののほか、スキルスラボの使用について必要な事項は、別に定める。

### 附 則

この細則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和4年1月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和7年1月1日から施行する。

別表

施設使用料

名称	午前 (9時～12時)	午後 (13時～16時)	夜間 (17時～22時)
シミュレーション室1 (117 m <sup>2</sup> )	3,000 円	3,000 円	3,000 円
シミュレーション室2 (38 m <sup>2</sup> )	2,000 円	2,000 円	2,000 円
Room12、Room13、Room14 Room15、Room16、Room17 (23 m <sup>2</sup> )	1,000 円	1,000 円	1,000 円
Room3、Room4、Room5、 Room6、Room7、Room8 (15 m <sup>2</sup> )	1,000 円	1,000 円	1,000 円